

厚木市男女共同参画推進委員会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市男女共同参画推進委員会委員(以下「委員」という。)の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上の者

- ア 市内に居住する者
- イ 市内に通学し、又は通勤する者
- ウ 市に対し納税の義務を負う者

(2) 本市における他の審議会等の委員でない者

(3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員は、委員総数の20パーセント以上とし、委員全体の男女の割合が同じとなるよう、男女共同参画に努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページで募集するものとする。

2 委員の公募に当たっては、厚木市男女共同参画推進委員会委員応募申込書(別記様式)の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 男女共同参画主管部長
- (2) 男女共同参画主管部政策調整担当課長
- (3) 男女共同参画主管課長

3 選考委員会には、選考委員長をおき、男女共同参画主管部長の職にある者をもって充てるものとする。

4 選考委員会は、選考委員長が招集する。

5 選考委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、厚木市男女共同参画推進委員会委員公募の選考等に

関する基準によるものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。